

知事コメント

(農林水産大臣の是正の指示に係る関与取消訴訟の判決について)

沖縄防衛局のサンゴ類特別採捕許可申請2件に対し許可処分をするよう農林水産大臣から受けた是正の指示は違法であるとして、沖縄県がその取消しを求めた関与取消訴訟について、福岡高等裁判所那覇支部は、本日、沖縄県の訴えを退ける判決を言い渡しました。

福岡高等裁判所那覇支部は、昨年9月4日の最高裁判所判決の判断枠組みを参照して、沖縄県の不許可処分を取り消した農林水産大臣の裁決に従わず知事が許可処分をしないことは、取り消された処分と同一の理由に基づくものであって漁業法に違反すると断定し、また、本件是正の指示に権限濫用を認めることはできないなどと判示しました。

今回の判決は、サンゴ類保護の観点からも重要となる特別採捕許可の「必要性」要件について具体的審理もせず、裁決の存在を理由として本件是正の指示を適法とした不当なものです。

また、行政不服審査法に基づき私人の権利救済を図るための裁決と、地方自治法に基づく関与である是正の指示との国による恣意的な連結を、司法自ら積極的に容認したことは、地方自治の本旨を顧みないものと言わざるをえません。

沖縄県としましては、判決内容を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

令和6年2月15日

沖縄県知事 玉城 デニー